	22：00～22：30			
	22：30～23：00			
	23：00～23：30			
	23：30～24：00			
2日	0 ：00～ 0 ：30			
（略）				
末日	23：30～24：00			

備考　1　対象事業者ごとに記載すること。ただし、バランシンググループを形成している事業者については、バランシンググループ単位で記載することとし、その場合には、対象事業者名の欄にバランシンググループの代表者名を記載すること。

2　バランシンググループ名及び対象事業者とバランシンググループを形成する他の事業者名の欄は、対象事業者がバランシンググループを形成している場合のみ記載すること。

3　対象事業者とバランシンググループを形成する他の事業者名の欄には、小売バランシンググループを形成する場合のみ記載すること（ただし、発電バランシンググループの場合には記載は不要。）。

4　インバランス発生電力量の欄には、余剰インバランスが発生した場合には正の値を、不足インバランスが発生した場合には負の値を記載すること。

5　事業者が計画値同時同量制度を選択している場合には、発電側の欄には実発電量と計画発電量の差を、小売側の欄には計画需要量と実需要量の差を記載すること。また、事業者が実同時同量制度を選択している場合には、小売側の欄に実需要量と供給量の差を記載すること。

6　インバランス精算単価の欄には、一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則（平成28年経済産業省令第22号）第27条に基づき算定される数値を記載すること。

7　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。

第５表　電気事業者の契約状況　　年　　月　　日

電力・ガス取引監視等委員会　委員長　殿

年　　月分一般送配電事業者名＿＿＿＿＿＿

１．小売供給の契約口数

契約口数（月末時点）

２．新規契約及び解約件数

小売供給を行う者	変更内容		件数
一般送配電事業者	新規契約	再点	
		新設	
	解約	廃止	
		撤去	
一般送配電事業者の供給区域のみなし小売電気事業者	新規契約	再点	
		新設	
	解約	廃止	
		撤去	
その他の小売電気事業者	新規契約	再点	
		新設	
	解約	廃止	
		撤去	

３．月間の小売電気事業者の変更件数

変更前	変更後	件数
一般送配電事業者の供給区域のみなし小売電気事業者	その他の小売電気事業者	
その他の小売電気事業者	一般送配電事業者の供給区域のみなし小売電気事業者	
その他の小売電気事業者	その他の小売電気事業者	

備考　1　小売供給の契約口数の欄には、低圧需要に関する口数（離島供給及び最終保障供給を含む。）を記載すること。

2　再点とは、契約の相手方による新たな電気の使用を前提とした内線設備の工事を伴わない開始申込をいう。

3　新設とは、契約の相手方による新たな電気の使用を前提とした内線設備の工事を伴う開始申込をいう。

4　廃止とは、契約の相手方による電気の使用廃止を前提とした内線設備の工事を伴わない廃止申込をいう。

5　撤去とは、契約の相手方による電気の使用廃止を前提とした供給設備の工事を伴う廃止申込をいう。

6　一般送配電事業者の供給区域のみなし小売電気事業者とは、電気事業者の契約状況の報告義務を負う一般送配電事業者の供給区域と重なる旧供給区域において特定小売供給を行うみなし小売電気事業者をいう。

7　その他の小売電気事業者とは、一般送配電事業者の供給区域のみなし小売電気事業者以外の小売電気事業者をいう。

8　検針日が月末ではないこと、需要家によつて検針日が異なること等の理由により、一月分の販売電力量等の管理を暦月とは異なる期間を用いて行つている場合には、販売電力量等の管理に用いている期間を用いて月ごとの合計値を算出して記載すること。

9　１．の契約口数については、報告月の月末における情報を記載し、２．及び３．の件数の欄には報告月の月ごとの合計を記載すること。

10　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。